

2005年度政策・制度要求

一、経済・行政政策

1．景気回復の兆しが言われているが地方ではその実感はなく、雇用情勢は依然として厳しい状況にあることから、雇用の回復・安定をはかり、県民生活の安定・安心・安全を確保する福祉型経済社会づくりに向けた施策を重点的に実施すること

(1) 2005年度予算編成にあたっては、引き続き県主導による雇用の創出・安定を最優先した予算編成とし、介護、保育、医療、教育、環境保全、バリアフリー化、自然災害危機管理対策など、社会が必要とする事業を積極的に実施し、良質な雇用に創り出すこと。

2．実行ある行財政改革の推進と県財政健全化について

(1) 実効ある行財政改革を推進するために以下の施策を推進すること。

予算編成にあたっては県民の意見を反映した事業評価を行い、予算の一律シーリング方式を改め事業別予算方式を徹底させ、必要な分野への重点配分や必要性・緊急性の低い分野の削減を徹底させること。

審議会・協議会・検討会などについては、会議および議事録の全面公開を行うとともに、公募による委員の選任や勤労者の委員を積極的に選任すること。

県および市・町は、行財政改革の推進をはかるため様々な経営手法の導入を検討しているが、実施に際しその公務に直接従事している職員の理解と納得が重要であることから、地公法第55条3項の管理運営事項についても対応する労使間で十分協議するよう指導を徹底させること。

行政サービスの民間委託の検討に際しては、経済性の観点とともに県民に対する安定性、安全性、信頼性、利便性の確保を前提として、県民のニーズ、県民への情報公開と個人情報の保護など総合的な観点から長期的視野に立って検討すること。

とりわけ、県民の健康や生命に関わる行政サービスは安易に経済性のみをもって民間委託をおこなわないこと。

(2) 公共事業の優先順位の明確化について

本県の財政は、7000億を上回る借金（年間予算の1.5倍）を抱え、財政逼迫を理由とした医療・福祉の切り捨てがすすめられているが、国へ要望している「フリーゲージトレインの導入」「地域高規格道路高松環状道路化および高松空港連絡道路整備」「五名ダム再開発」「綾川ダム群連携事業」などの公共事業等64項目との比較、中期的な財政健全化展望を指し示すなかで、先送り・休止・廃止を含めた優先順位を明確にすること。

(3) 国が進めようとしている地方への税源移譲、国庫負担金の縮減・廃止、地方交付税の改革のいわゆる「三位一体改革」に対して、費用対効果の薄い公共事業を削減し財源を確保した「三位一体改革」とするよう政府に働きかけるとともに、十分な税源委譲がないまま、国庫負担金の縮減、地方交付税の削減を先行させないよう国および政府に要望すること。

また、次代を担う子どもの育成のため財源については削減することのないよう県として以下の措置をおこなうこと。

公立保育所への国の補助金廃止に伴い、保育所運営に支障をきたさないよう県としての助成措置をおこなうこと。

国の動向に伴い現状の義務教育費が実質的に削減とならないよう対応策を強化すること。

3. 自然災害時の県民の生命と財産を守るための危機管理対策の強化について

(1) 本県における自然災害等の危機管理対策については、「香川県地域防災計画」や「香川県水防計画」で地域防災拠点や避難所が明示され、各自治体や団体において避難誘導訓練など実施されているが、今年度の台風被害では「自然災害の少ない県」であったこともあり危機管理および自然災害復旧の対応の弱さが各方面で指摘されていることから、危機管理対策の強化をはかること。

避難場所について、地域防災計画と水防計画で同一場所の施設名が異なったり、収容人員の差異など地域住民にとってわかりにくいことから、縦割り行政の弊害を是正し、上位計画と思われる地域防災計画に一本化した避難所表示とし、自然災害別（地震・高潮・津波・洪水）区分を明示すること。

また、避難所に表示板を常設すること。

危機管理業務の執行は、市町との密接な連携が重要であり、それぞれの機関で情報収集・発信を担う部署を一本化し、より迅速・正確な対応がとれる体制を追求すること。

特に、避難勧告や道路の通行止め・ダムの放流基準などは、日常的に地域住民に周知していると思われるが、発動した場合の住民への多様な周知方法による徹底とお年寄り・障害者・子供への避難誘導の対応策を検討すること。

避難場所の安全対策・耐震対策の遅れが顕著であることから、急がない東山魁夷美術館などの箱物建設よりも優先して改善に着手すること。

自然災害復旧に対応したボランティアとのネットワークを整備し、自然災害復旧作業が遅滞なくすすめられるよう連携の強化をはかること。

予測し難い自然災害に備えた食料等の備蓄を南海・東南海地震の災害規模を想定し常時備蓄しておくこと。

自然災害発生時および復旧作業期間の交通整理など災害地域の安全と混雑緩和をはかるため、香川県警等関係機関との連携を強化すること。

台風16号の高潮被害の教訓から高潮対策が不可欠となっていることから、具体的な高潮対策と予算措置について検討すること。

4. 公共事業・入札制度について

(1) 公共事業の入札・契約にあたって行われている建設業者等の経営事項審査項目では、実態として格付けで選定されていることから不十分さを残している。優良企業の育成・保護をはかるために、選定基準や落札者決定の出口段階で、「環境への配慮」「福祉への理解(障害者雇用等)」「男女共同参画」「公正労働基準(最低賃金・労働基準法遵守、労働安全衛生法の遵守)」など具体的に示し、価格入札重視から政策入札への転換をはかること。

(2) 公共事業の執行にあたっては、財政難により総枠抑制をせざるを得ない状況下では、当面の措置として、地場中小の存続・育成を考慮し、その総枠の中で事業数量を拡大するなどの工夫をすること。

具体的には、施工方法や使用材料の見直しによる「コスト縮減」「ユニットプライス方式積算」など国に追従的な姿勢でなく、津田・白鳥病院統廃合問題検討委員会でも指摘している「民間発注と地方自治体発注の価格格差」を改善するため設計価格の3割減発注予定価格設定と最低制限価格の厳しい運用など、県独自の発注方式のあり方の検討をおこなうこと。

また、発注方式の検証と見直しにあたっては、地場中小事業者等の意見も聞きつつ「高すぎると言われる公共事業」の批判に応えられる改善をはかるとともに、国に対しても、そのあり方についての改善を要望すること。

(3) 公共事業の総枠抑制が続く中で、過剰な低価格入札が行われるための監視、落札の適否を判断する制度は確立されていると考えられるが、建設資材供給業者による材料価格の不当なダンピング強要も懸念されることから、契約後の材料仕入れ価格調査による監視、指導できる制度について検討すること。

5. ITを活用した自治体サービスの充実について

(1) ITを活用した自治体の行政サービスの充実が図られているが、より充実をはかるために、都市部と山間部・島しょ部との格差解消の促進、大企業と中小企業間格差、若年層と中・高年層間格差解消、高齢者や障害者への配慮など、個人情報保護対策とあわせ事業の推進をはかること。

6. 市町村合併への県としての対応について

(1) 現在、すすめられている市町村合併については、庁舎の位置や財政状況など住民不在の論議で離合集散が相次ぎ、合併前の「駆け込み事業」などモラルハザードが生じているなど、市町村合併の目的としている住民サービスの向上と効率性とは無縁のものとなっている。

「合併特例新法」が制定されたが、合併を強要することなく住民の意思を尊重し、住民への情報公開・住民参加の「将来のまちづくり」に向けた助言・調整等を強化すること。

7. サポートを中心とする高松市街地の活性化と港湾施設の利用促進について

- (1) サポート高松を四国および環瀬戸内交流の拠点、四国を統括する行政機能の集積を展望して、巨額を投資し再開発がすすめられてきたが、既存の高松市街地（商店街等）の空洞化が現実問題となってきたことから、公共交通アクセス・遊歩道・町並整備など既存市街地を含めた総合的な活性化に取り組むこと。
- (2) サポートに2万トンバースを新設するなど港湾整備がおこなわれたが、投資倒れにならないよう交通・交流の拠点としての施策を積極的に展開すること。

二、産業・中小企業政策

1. 地場中小企業の育成・支援について

- (1) 昨年度要望した「中小企業退職金共済制度」への制度拡充と加入促進のための助成措置は財政難から困難との回答であるが、県内に本社を置く中小・零細企業への優遇措置について引き続き検討すること。
- (2) 一次産業および二次産業の育成に向けた施策を積極的展開をするとともに、以下の施策を推進すること。

一次産業従事者が減少の一途をたどっていることから、生産から消費の一元的な地産地消対策を積極的に推進すること。

ものづくり技能の継承を促進するため、産業技術センターや高等技術学校など既存の資源を有効活用し、地場中小企業のものづくり技能の継承と高度化への支援措置を強化するとともに、若年層に対するものづくり教育を積極的に推進すること。

また、地域伝統産業の保護、活性化をはかるための税制上の優遇措置など支援策を強化すること。

三、雇用・労働政策

- (1) 県は、若年層の雇用促進に向けた企業への要請や職業訓練充実に取り組まれているが、若年層の就業率および定着率は低下しており社会不安を拡大させることが懸念される。したがって、以下の施策をさらに推進すること。

インターンシップの促進をさらにはかるため、受け入れ企業の拡大と体制整備を積極的に要請すること。

若年層の就業率および定着率を高めるため、子どもものづくり体験の促進に向け、受け入れ企業および学校教育現場の環境整備を促進すること。

企業に対し、正社員の採用拡大要請を引き続きおこなうこと。

シルバー人材センターが、「常用雇用」と紛らわしいかたちでセンター業務として運用している実態が見受けられることから、シルバー人材センターに対し適正な運用を指導すること。

- (2) 国の「緊急地域雇用創出特別交付金」が今年度をもって終了し、以降は地方自治体の申請に基づく交付に変更される動きにあるが、県としての雇用創出事業計画を策定し雇用の創出を引き続きおこなうこと。
- (3) 商工労働部内に設置された「雇用創出プラン策定プロジェクト」の策定内容を明らかにするとともに、その施策の実効が上がるよう各方面への働きかけを強化すること。
- (4) 不払い残業撲滅のキャンペーンをおこなっているにもかかわらず、一向に減少する状況にないことから、さらに企業に対する啓発を強化すること。

四、男女平等・子育て支援政策

1. 男女平等参画社会の形成に向けた取り組みについて

- (1) 男女共同参画推進計画策定に向けた市・町の情報提供や助言に取り組まれているが、依然、市・町の計画策定がすすんでいないことから、推進体制の確立（庁内連絡会・諮問会議・女性団体の横断的組織確立など）への助言の強化と条例および行動計画の策定目標年度を示すなど、さらに働きかけを強化すること。
- (2) 男女共同参画推進条例の実効を上げるために、以下の諸点を推進すること。

県内各市・町に委嘱している「男女共同参画推進委員」の活動を促進させるための支援体制をさらに強化すること。

2004年度に実施した「仕事と家庭の両立支援調査」の結果（事業規模別の制度化と取得状況）について明らかにするとともに、育児・介護休暇等の制度普及に向けた企業への周知・啓発を引き続き強化し、取得向上に向けた支援策を講ずること。

- (3) DV（ドメスティックバイオレンス）、セクハラ（セクシュアルハラスメント）防止対策について、以下の諸点の対策をさらに強化すること。

県子ども女性相談センターへの職員増配置により相談体制の強化がなされたが、相談件数の増加と相談内容が複雑多様化していることなどから、専任の職員による相談体制の強化をさらにはかるとともに、加害者に対する心のケアに向けた相談体制も充実させること。

香川県教育基本計画の策定がすすめられているが、教育現場での「セクハラ」「性」をはじめとする男女平等の理解を深めるための教育を促進させること。

DV、セクハラ防止対策を推進するにあたって、「NPO」等の協力を求め、協

働体制の確立をはかること。

2. 子育て支援の強化について

- (1) 香川県次世代育成支援行動計画の策定に向けて、策定協議会で検討がすすめられているが、子どもの視点、次代の親づくりの視点など基本的な八つの視点の目標が達成できる行動計画とすること。

また、これらの視点に立った行動計画の推進にあたっては、とりわけ、子どもを産み育てられる職場環境の整備、地域での子育て環境の整備（ハード面とソフト面）が重要であることから、環境整備に向けた積極的な取り組みをおこなうこと。

- (2) 各市・町の次世代育成支援行動計画策定に対しては、基本法10条の県の「助言」にもとづき、以下の視点に立って積極的に支援・援助をおこなうこと。

行動計画策定にあたっては、ニーズ調査と子どもが育っている現状分析にもとづき策定すること。

策定にあたって、地域での子育て支援、母性・乳幼児の健康・確保と増進、子どもが心身ともに健やかに育つ教育環境整備、子育て生活環境の整備、仕事と家庭の両立支援、子どもの安全確保、要保護児童支援対策などきめ細かな取り組みの推進支援をおこなうこと。

施策の推進にあたっては、市・町の財政力による自治体間格差が生じないように、県内の市町に対する数値目標の突き合わせをおこない、格差が生じる場合は県としての格差解消に向けた支援をおこなうこと。

市町行動計画の実施に際しては、職員の配置や労働環境など対応する職員労働組合と事前に十分な協議をおこなうこと。

- (3) 次世代育成支援法の特定事業主および一般事業主の行動計画策定に向け、以下の点に留意した支援をおこなうこと。

一般事業主に対しては、300人以下の事業所であっても行動計画を策定するよう働きかけをおこなうこと。また、策定にあたっては、対応する労働組合および従業員の意見を十分反映した、実効性のある行動計画となるよう助言をおこなうこと。

特定事業主に対しては、一般事業主の行動計画の模範となるよう、職員の意見の反映のための十分な措置（労使協議）をおこない、実効性のある行動計画を策定するよう助言すること。

行動計画策定にあたっては、職場優先・固定的男女役割分担意識の是正、妊娠・出産後の母性への配慮、父親の育児休暇・休業、残業時間の縮減、託児所整備などの職場環境整備を図るよう努めること。

- (4) 県内に児童館が幾つか設置されているが、児童が年齢を超え、安全で自由に集える場所の確保は重要であることから、一定エリアごとの設置に向け、学童保育（放課後

児童クラブ)の保護者のニーズ把握・必要とする町への支援とを総合的に検討すること。

- (5) 児童虐待への相談体制については、児童への虐待が増加傾向にあることから、虐待者に対する心のケア体制を含め、さらに体制強化をはかること。

五、福祉・社会政策

1. 障がい者福祉の充実・地域福祉計画の推進について

- (1) 「市町村障害者生活支援事業」は国の方針転換で、2003年(H15)度から一般財源化されているが、障がい者の自立支援に向けた重要な施策であることから、今後とも支援事業を後退させることなく、「障害者プラン」数値目標の早期達成をはかること。
- (2) 市町の「地域福祉計画」の策定がすすんでいないことから、さらに促進に向けた支援を強化すること。また、地域福祉計画の策定にあたっては、必ず住民を参加させるとともに、具体的数値目標を定めるよう助言をおこなうこと。

2. 地域医療・健康増進施策の推進について

- (1) 東讃地域に対応する保健所が遠距離にあり、県立病院の統廃合問題もあることから、東讃地域住民の医療相談・提供体制の充実をはるため、東讃地域に保健所を設置すること。
- (2) 市町での健康増進計画の策定率が11%(昨年の回答)とすすんでいない状況にあり、県としての「健やか香川21ヘルスプラン」にもとづく施策の実効を上げるためにも市・町に対する総合的・計画的な策定年度目標を設定するなど、さらに支援を強化すること。

六、環境政策

1. 地球環境温暖化防止の取り組みについて

- (1) 「地球温暖化対策の推進に関する法律」(2002年6月7日施行)にもとづき、県独自の「温暖化防止活動推進センター」を早急に設置するとともに、市町に対し「地球温暖化対策地域協議会」の早急な設置を働きかけ、温暖化防止対策を強化すること。
- (2) 国の「地球温暖化対策推進大綱」を踏まえ、県独自の「地球温暖化対策推進大綱」を早急に策定し、より効果的な施策を展開すること。
- (3) 県の事務・事業活動について、温室効果ガス排出抑制計画を随時見直し、2010年目標数値より早期に達成すること。とりわけ、民間企業へ発注する公共事業については、その目標数値と実績報告を事業者に義務付けること。

- (4) エネルギー消費量の大きい事業者（第一種特定事業者）以外の事業者の温室効果ガス排出実態を早急に把握するとともに、排出量抑制対策書の提出を義務付けること。
- (5) 健康被害も懸念されている自動車排気ガス対策として、県独自の規制条例を制定すること。とりわけ、運送業者に対し全面的な協力要請をおこなうとともに、触媒装置に対する助成制度を設けること。
- (6) 現在実施している「建物等の屋上や壁面緑化」「雨水・雑用水利用」「住宅用太陽光発電システム」などの導入に対する助成制度を今後も継続するとともに、市・町での上乘せ助成制度の設置を強力に働きかけること。

2. 環境政策の推進について

- (1) 環境立県を標榜する香川県としては、全事業について環境を基盤とした政策立案のため、各部に「環境政策主幹」(真に環境問題を理解した者)を配置し、政策主幹会議のメンバーとすること。
- (2) 県の事業活動に伴う環境破壊を未然に防止するため、地域の個性を生かした計画・政策段階での環境アセスメント制度の実現をはかること。
- (3) 県の環境対策に対する費用と効果を比較する「環境会計」を導入し、効果的な環境政策の推進をはかること。
- (4) 本庁舎で取得のISO14001の趣旨を踏まえ「独自の環境マネジメントシステム」を作成し、全県有施設においてその徹底を図るとともに、地元企業等での環境マネジメントシステムの導入に対し支援をおこなうこと。
- (5) 環境立県を標榜する香川県としては、「国際環境自治体協議会」や「環境自治体会議」など、真に環境自治体を目指す自治体とのパートナーシップを築き、環境保全等についての相互協力・協働をはかること。

七、資源・エネルギー政策

1. 水資源確保と安定供給について

- (1) 香川県広域的水道整備計画に伴う県営広域水道第2次拡張事業の「水需要予測」は、1995年（H7）当時のものであり、節水と人口の減少によって計画水量に対し差異が生じている。また、市町合併による総合水融通等を実施する中で必要水量は確保できると思われることから、広域的水道整備計画の再検討をおこなうこと。

2. 水資源の品質確保について

- (1) 厚生労働省が2004年に示した「水道ビジョン」にもとづく、原水から給水までの「水質基準」を確保するため、広域的水質センターを設置し「水質管理」に万全を期す

ること。

- (2) 善通寺市の水道事業民間化の検討に対しては、水道事業が「清浄にして豊富・低廉」を目的としており、「安全な水供給」義務を定める「水道法」に抵触する恐れもあることから、水道事業体の責任を放棄することのないよう県としての指導をおこなうこと。また、他の市町事業団体がこれに連動し、市町民への安全な水供給の保証を不明確にしたまま安易な民間化への動きをする恐れがあることから、県として水道事業の基本的見解を示すこと。

八、交通政策

1. 鉄道・バス等公共交通の維持・促進をはかるとともに「高齢者・幼児・障害者など、人にやさしい交通」に向けた施策の推進について

- (1) 「香川県公共交通機関利用促進協議会」、および「香川県バス等生活交通確保対策地域協議会」への労働者の代表を参加させること。

2. パークアンドライド化の推進と交通基盤の整備について

- (1) 香川県農業試験場移転計画に伴う跡地利用については、早期に利用計画検討をすすめるとともに、検討にあたっては、コトデン仏生山駅のパークアンドライド化により高松市南部の一体的交通体型整備による地域経済の活性化をはかる総合的な再開発とすること。

3. マイカー通勤抑制策の推進について

- (1) 2002年(H14)2月から実施されている毎月20日「県民マイカー自粛デー」は十分な効果が上がっていないことから、広報媒体による啓発に加え、市民を巻き込んだ啓発活動、および企業への協力要請を積極的におこなうこと。
- (2) 通勤時間帯の路線バス等優先通行帯に駐停車をしないよう呼びかける広報啓発活動および指導取り締まりを推進すること。

九、食料、農林水産政策

1. 香川型農業の活性化策について

- (1) 県内総農家数は、2004年には47900戸となり昨年比1.4%減少の過去最小を更新し、さらに、従事者の内65歳以上が4割を超えており、このまま推移すれば荒廃農地の増加、担い手の不足が深刻な問題となることから、以下の施策を推進すること。

従来の農業活性化策としての中山間地域等直接支払制度など耕作放棄地の発生を未然に防止するための支援はもとより、プロ経営を目指す認定農業者や企業的な経

営を行う農業法人の育成とともに、兼業・高齢農家が地域ぐるみで行う集落営農を推進すること。

農家・農業法人等の収益性の向上をはかるため、農産品の質の向上・生産量の拡大にとどまらず、加工・販売を組み入れた複合アグリビジネスの助言・支援を強化すること。

農業法人等の育成・支援にあたっては、今後の雇用の受け皿として期待が持てることから、「農業ビジネスの推進」を県の重点政策として位置づけ、市・町および関係団体との連携を図り、モデル事業を実施するなどの積極的な取り組みをおこなうこと。

2．地球温暖化防止対策・水源涵養のための森林保全の推進について

- (1) 国の「緊急間伐5ヵ年対策」にもとづく「県緊急間伐推進計画」は2004年度が最終年度であり、間伐の遅れが生じている造林地の調査をおこなうとともに、遅れが生じると判断される場合は、国に計画の延長を求めること。
- (2) 地球温暖化対策目標達成のための森林吸収率3.9%確保が必要とされており、森林吸収源10ヵ年計画の着実な推進をはかるため、松くい虫被害地の樹種転換、間伐後の複層林への転換、有用広樹林の植樹など、民有林・国有林の一体的・計画的におこなうこと。

3．県内産木材の需要拡大と林業・林産業の雇用創出について

- (1) 県は、県産材の普及と需要拡大を目指すこととしているが、県内には国産材を扱う原木市場がなくその体制が整っていないことから、早期に原木市場を設立すること。
- (2) 林業・林産業に従事する雇用の安定と創出については、安定的な事業量の確保が前提となることから、地球温暖化対策事業、県産材の需要拡大と供給体制の確立、森林への不法投棄物処理など、森林組合など関連団体と連携を深め、民有林・国有林を含めた総合的な事業を推進すること。

十、教育政策

1．教育条件の整備について

- (1) 市町の人口流動と少子化に伴い、学校の統廃合がすすめられているが、これらの状況も踏まえつつ学級の編成基準を「30人以下学級」へ段階的に引き下げていくこと。また、共生教育（インクルーシヴ教育）への転換をはかること。
- (2) 香川県内の校舎と体育館の耐震化率は、全国最下位レベルであることから、市・町に対し、避難場所として安全性が確保できる耐震改修を早急におこなうよう働きかけを強化すること。また、改修にあたっての助成金の増額を国に要望すること。

- (3) 特別支援教育においては、LD (学習障害) ADHD (注意欠陥・多動性障害) 高機能自閉症の児童・生徒だけでなく、全ての子どもたちが希望した学校で授業が受けられるインクルーシブ教育への体制づくりと研究を国に先んじておこなうこと。
また、特別支援教育コーディネーター (仮称) の育成研修を全県的に早急におこなうこと。

2 . 子どもの権利擁護の推進について

- (1) 現状の「スクールカウンセラー」の配置では相談体制が不十分であり、早急に全中学校にスクールカウンセラーを配置するとともに、全ての小中学校への配置を展望した年次ごとの増配置計画を立てること。
- (2) 香川の将来を担う子どもたちの健全な育成をはかるため「かがわ子ども権利条例」を制定すること。

3 . 食文化と環境の地域拠点に向け、以下の諸点に取り組むこと

- (1) 県は、食育の拠点である学校給食現場における食材の安全性確保と点検体制確立を図るための助言や人的な支援 (栄養教諭の積極的拡大や学校給食会の充実) ・助成策の確立をはかること。
- (2) 「教育の一環としての学校給食」の実効性を高めるため、単独校方式の堅持を推奨するとともに、単独校方式化への転換に対しての助成制度の確立を図ること。
また、市町合併に伴う調理場の統廃合については、「教育の一環としての学校給食の目的を逸脱する」ことを明確にし、関係自治体に対する助言を強化すること。
- (3) 学校給食の安全については、食品衛生法や文部科学省の通達のみには拠りどころを求めることなく、少しでも疑わしい食器・食材等についての情報収集を積極的におこない、周知を徹底するとともに、より安全な、食器等への転換に対する助成制度の確立を図ること。
- (4) 給食調理場の新築・改築にあたっては、衛生管理の観点からドライシステムを推奨するとともに、現状ウエットシステムの調理場であってもドライ仕様調理方式への転換を助言し、それらに対する助成制度の確立を図ること。
- (5) 調理場で使用する洗剤については、現状の使用実態を把握するとともに、環境と人体への負荷のないものを使用するよう、助言・情報提供を徹底すること。
- (6) 環境教育の一環として、学校給食のざんさい・残飯等生ごみは、分別を徹底し食品循環としての肥料化を図り、「地産地消の学校給食」の一環として、食材生産者等との相互提携に活用する等、助言・情報提供を徹底すること。
- (7) 人間と環境にやさしい学校づくりのため、校舎建設・改築にあたっては、有害物質過敏症対策やバリアフリー化を図るとともに、学校現場における物品購入については、リサイクル物品を優先的に購入するよう、助言・情報提供を徹底すること。

(8) 02年9月から03年7月までの一年間の学校給食食材(米・牛乳を除く:重量)に占める県産品の利用状況(県農政水産部調べ)は、重量でわずか40.2%に止まり、外国産品が5.1%にも達している。

教育の一環としての給食における「地産地消」について、関係部局が一体となり市町に対し協力要請を行うとともに、早急に各市町版「県産品利用推進要領」の策定を要請すること。